

## 新旧対照表

(別紙 14)

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 17 節 沖縄県から出域する旅客の携帯品に係る関税の免除</p> <p>(承認小売業者の承認申請手続き等)</p> <p>14 - 1 法第 14 条に規定する小売業者（以下この節において「小売業者」という。）の承認は、次により行う。</p> <p>小売業者の承認に関する事務は、法第 14 条第 1 項の旅客が輸入する物品（以下この節において「特定販売物品」という。）の小売販売場の所在地を管轄する税関官署の<u>保税地域の監督を担当する部門</u>において行う。</p> <p>及び（省略）</p>	<p>第 17 節 沖縄県から出域する旅客の携帯品に係る関税の免除</p> <p>(承認小売業者の承認申請手続き等)</p> <p>14 - 1 法第 14 条に規定する小売業者（以下この節において「小売業者」という。）の承認は、次により行う。</p> <p>小売業者の承認に関する事務は、法第 14 条第 1 項の旅客が輸入する物品（以下この節において「特定販売物品」という。）の小売販売場の所在地を管轄する税関官署の<u>保税担当部門</u>において行う。</p> <p>及び（同左）</p>